

横浜市こども青少年局・障害児虐待防止研修

障害のあるこどもの 意思決定支援

淑徳大学副学長・教授 社会福祉士
鈴木 敏彦

横浜市自立支援協議会委員・座長 / 横浜市障害者差別解消支援地域協議会会長
横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会委員 / 神奈川県意思決定支援専門アドバイザー
神奈川県障害者自立支援協議会会長 / 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会委員長
川崎市障害者施策審議会委員 / 川崎市入所施設からの地域移行推進会議アドバイザー
世田谷区自立支援協議会会長 / 東京都社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員
厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議構成員 / 厚生労働省相談支援従事者指導者養成研修講師
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会監事 (ほか)

[講義の内容]

はじめに

I．こどもの権利と意見表明権

II．こどもの意見表明権の尊重を

実践するために

おわりに

はじめに①

障害児支援に求められる「権利擁護」とは？

- 障害のあるこどもの支援に当たっては、こどもの権利条約、障害者権利条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努めること等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要がある。
- 障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

- (1) 虐待防止の取組
- (2) 身体拘束への対応

※出典：「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」「保育所等訪問支援ガイドライン」（令和6年7月）

権利擁護＝意見表明権の尊重＋虐待防止（身体拘束適正化）

はじめに②

虐待防止と意思決定支援の関係

➤ 支援の場での虐待発生構造

あるべき支援 : こども中心（本人主体）

↑ ↓

虐待・権利侵害 : 支援者中心（支援者主体）

両者の関係が
逆転したとき
虐待・権利侵害が
発生する

➤ 意思決定支援は虐待防止の最善策

意思決定支援（こども中心・本人主体の支援）が適切に実施される場では、虐待・権利侵害は生じない。

I . こどもの権利と意見表明権

1. 権利の主体としてのこども

➤ こどもの権利の明確化

- ・ こどもの権利条約（児童権利条約）

（1989年11月20日：国連総会採択、1994年4月22日：日本の批准）

- ・ 世界的な観点からこどもの人権の尊重・保護の促進を目指す

➤ 社会におけるこどもの位置づけの転換

「弱くておとなから守られる存在」



「ひとりの人間として人権（権利）をもつ権利の主体」

➤ こどもの権利は…

- ・ こどもは生まれながらに人権（権利）をもっている。
- ・ 義務と引き換えに与えられるものではない。
- ・ 何かをしないと取り上げられるものでもない。

2. こどもの権利条約の4つの原則

① 差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況等、いかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

② こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

③ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

④ こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮する。

3. こどもの意見表明権の保障の根拠

国連 児童 権利 条約	第12条 児童の意見表明権 1 <u>締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。</u>
こども 基本法	第3条 基本理念 三 <u>全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</u> 四 <u>全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</u>
児童 福祉法	第2条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u>

意見表明権：意見を聴かれるこどもの権利 ↔ 意見を聴く大人の義務

4. 障害のあるこどもの意見表明権をめぐって (国連児童権利委員会「一般的意見」から)

- ・ 締約国には、自己の意見を聴いてもらううえで困難を経験しているこどもたちを対象としてこの権利の実施を確保する義務もある。
たとえば障害のあるこどもは、自己の意見の表明を容易にするうえで必要ないかなるコミュニケーション形態も用意されるべきであるし、それを使えるようにされるべきである。

(国連児童権利委員会「一般的意見12号」2009年, 21項, 抜粋)

- ・ 締約国はさらに、こどもが自分自身の生活のなかでますます意思決定の責任を負っていく能力の発達を促進および尊重することに関する、家族および専門家を対象とした訓練の発展を支援することが求められる。

(国連児童権利委員会「一般的意見9号」2006年, 32項, 抜粋)

- ・ こどもの意見表明権に関する議論・取組において、
障害のあるこどもは含まれてきたか？
- ・ 障害のあるこどもの意見表明権保障の充実を！

5. こども期の成長の姿と意見表明権の尊重

➤ こども期における成長の姿

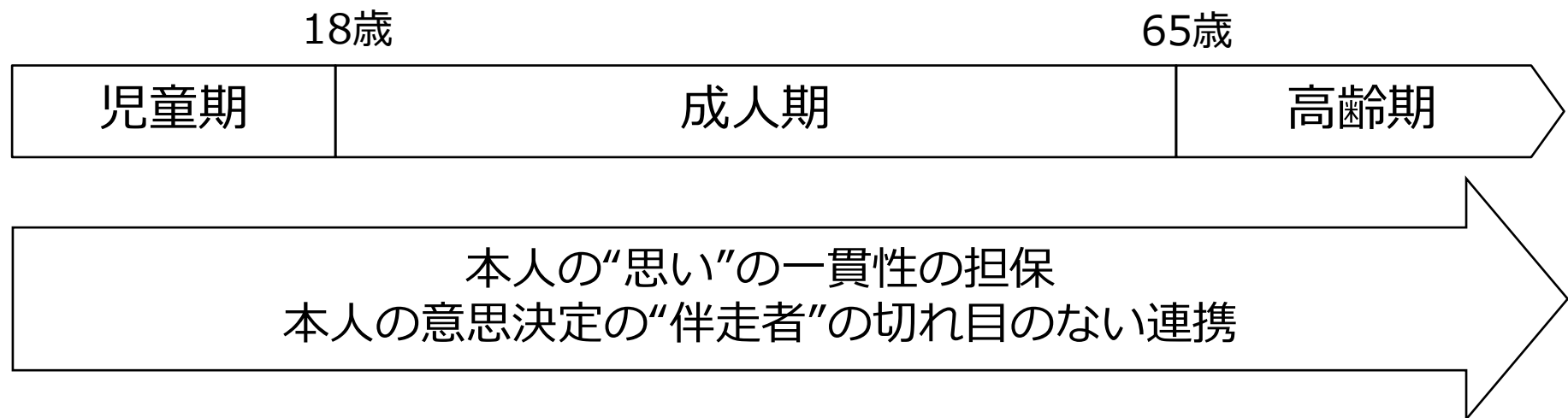
出所：こども家庭庁資料

誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期
こどもの<u>将来にわたるウェルビーイングの基礎</u>を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。	- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、<u>自己肯定感や道徳性、社会性などを育む</u>時期。 - 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、<u>自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成</u>していく時期。	大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、<u>将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展</u>させる時期。

こども主体／こどもの意見表明権の尊重

6. ライフステージに寄り添う意思決定支援 (人生とともに続く意思決定支援)

- 意思決定支援は、本人の長い人生（ライフステージ）に寄り添い進められる。
- 児童期（～17歳） 成人期（18歳～64歳） 高齢期（65歳以上）の、それぞれにかかわる支援者の連携が重要である。
- 児童期は、本人の長きにわたる人生で必要とされる“意思決定の力”を育む大切な時期である。
 - 「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」（後述）を基本とする実践



Ⅱ．こどもの意見表明権の 尊重を実践するために

1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」①

➤ 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」（令和6年8月、こども家庭庁）の取り組み

障害児支援事業所・施設においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準により、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、以下の支援の提供が求められている。

- ・こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をすること
- ・個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達の程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴くこと

なお、その際は、言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、こどもの意見を尊重することが重要である。

1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」②

➤ 取り組みの進め方

- ・「こどもの育ちの理解・信頼関係の構築」を基盤として、「信頼関係構築」から「意見表明支援」までのプロセスが常に繰り返されることで、こどもの自己肯定感や自尊心の向上につながり、こども自身が困難な課題に直面した際にも、「自分ならできる」という自己効力感をもって対応することができる。こどもが本来持っている力が湧き出され、自分らしく生きていくというエンパワメントにつながっていく。これらが、こども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていくものである。



1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・ 最善の利益の優先考慮の手引き」③

こどもの育ちについて の理解	乳幼児期における大人とこどもの安定した <u>愛着関係</u> を構築し、こどもの自己主張を促すために、こどもの <u>思いや要求を受け止め</u> 、こどもの状態や経緯を捉えて <u>こどもの気持ちに寄り添い</u> 、 <u>共感</u> し、また時には <u>励ます</u> など、 <u>受容的・応答的に関わる</u> 。年齢や発達段階に応じて、 <u>こどもが自ら判断し行動することを保障すること</u> も重要である。
信頼関係の構築 傾聴を土台とした こどもとの関係構築	職員は、こどもが気持ちを素直に出せる関係性を作っていける存在となるよう、 <u>こどもが安心できる人間関係を形成する</u> ように努める必要がある。こどもとの <u>信頼関係</u> を構築していくに当たっては、まずは何よりも <u>「傾聴」</u> することが重要である。

こどもに向き合う支援者としての基本的姿勢

1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」④

意思形成支援 豊かな経験を通じた 選択肢と選択の機会 の提供	<u>こどもが多くの経験をすることで将来の選択肢を広げられるように、生活場面や活動等においてより多くの体験の場を準備する。</u> <u>こどもから選ぶ機会を奪わず、日常生活や社会生活の中でその機会を創出していくことが支援者の役割となる点に留意し、こどもが選ぶ機会に参画できるように働きかけていく。</u>
意思表出支援 小さなサインへの 気づきと意思を表出 しやすい場づくり	形成された意思が言葉やそれ以外の方法で <u>表出されるように工夫した支援を行う。</u> 支援者が、こどもが <u>日常的に表出している様々な意思を見落とさずに汲み取る</u> ことが重要である。

- ・すべてのこどもに意思はある（こどもの可能性への信頼）
- ・こどもが“意思”を自ら育むための支援

1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・ 最善の利益の優先考慮の手引き」④

意見形成支援 気持ちをまとめる 手助け	こどもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるように支援する。こどもが納得のいくまで十分に時間をかけてじっくり話を聴き、 <u>意見をまとめる手助け</u> をする。
意見表明支援 気持ちの言語化の 支援や代弁	「意思表出支援」や「意見形成支援」等を通して把握できたこどもの関心や好き嫌い等を踏まえ、 <u>こどもがその思いや気持ちを言語化したり表現したりすることを支援する</u> 。こどもの求めに応じて、その <u>内容をこどもに確認</u> した上で、その <u>意見を代弁</u> することも必要である。

“意思”（内面にある気持ち）から“意見”（外への発信）へ

1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」⑤

意見実現支援 意見の実現と尊重	自分が表明した意見を大人が傾聴してくれた経験や、表明した意見が実現する肯定的な体験を積み重ねることによって、こどもの「<u>意見を表明してよかった</u>」「<u>また表明してみたい</u>」という気持ちを育む。こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合、<u>実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努める。</u>
-----------------------------------	--

プロセス＝自分らしい人生を生きること（“自分”の確立）
→ こどもの自己肯定感・自尊心・自信等を育む

1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」⑥

➤ 事業所・施設の施設運営における留意点

- 職員がこどもの権利擁護の意義や重要性、意思形成等の支援を行う目的や支援により実現される成果等を理解し、基本的な意識を向上させる。
- こどもの権利擁護を実現するには一定の知識・技術等の向上が必要であることから、研修や事例検討を積み重ね、支援力を向上させる。
- こどもに対し、こどもが意見を表明しその意見が尊重される権利の主体であること等について、可能な限り分かりやすく説明を行う。
- こどもの権利擁護に関する支援の記録を作成・保存し、本人の意向を推測する際の根拠として活用する。
- 研修等の機会や（自立支援）協議会を活用して、保護者のほか、他の関係機関・関係者と連携して権利擁護に関する取組を進める。

こどもの思いに向き合うために支援者に求められる知識・技術

1. 「障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」⑦

➤ 事業所・施設の施設運営におけるこどもの権利擁護に関する意識や支援の質の向上に向けて

- こどもの権利擁護の取組をより組織的に進めるため、責任者の配置や会の設置等の仕組みを構築する。
- こども自身の意見を取り入れていく観点から、事業所・施設の運営に関する事項の検討の場に、こどもを参画させ、一緒に検討する。
- 信頼関係構築の観点から、生活単位・活動単位の小規模化を図り、こどもと（特定の）職員が継続的に安定した関係性を構築できる環境を整える。

こどもの思いに向き合うためのチーム・組織づくり

2. こどもたちに肯定的な注目を①

好ましい行動

望ましい行動・今できていて、これからも続けてほしい行動・あなたが好きな行動

(例) 「おはよう」と言う・他の子におもちゃを貸す・食事前に手を洗う

肯定的注目を与える = 『ほめる』

好ましくない行動

望ましくない行動・今していて、やめてほしい行動・あなたが嫌いな行動

(例) 食事中に走り回る・昼寝の時にしゃべる・先生同士の話に割り込む

『注目を取り去る』 + 好ましい行動を『待つ』
すべき行動が分からない・気付かない時は『指示』

危険な行動

人や物を傷つける行動

(例) 友達をたたく・おもちゃを窓ガラスに投げる

本来は「制限を設ける」のですが、幼児を対象としているので、危険な行動がうまれにくい環境の工夫を行います。
また、すべき行動を教えます。

2. こどもたちに肯定的な注目を②

好ましい行動を増やすために

『ほめる』をしてみましょう

『ほめる』ときのポイント

- 子どものそばで、視線をあわせましょう
名前を呼んだりして注意をひきましょう
- して欲しい行動を始めた時、している最中に、できるだけ早くほめましょう
- 好ましい行動を言葉にして、短く、ほめましょう

『ほめる』のいろいろ

「えらいね」とほめる以外にも、たくさんあります。
子どもの好きなほめ言葉やほめられ方をみつけてみましょう。

ほめる

「パンツはいて
いるんだ。
えらいね」

感謝する

「ひとりではいていて
くれてありがとう」

励ます

「もう少しではけるよ。
がんばれー」

興味を示す

「自動車のパンツ
かっこいいね」

気づいていることを 知らせる

「パンツはいているんだね」

ほほえむ

抱きしめる

2. こどもたちに肯定的な注目を③

『ほめる』行動が見つからない時の 『ほめる』行動のみつけ方

ささいなことからみつけましょう

普段できないことができた特別な時だけでなく、他の子どもよりうまくできている時だけでなく、当たり前でも、これからもその子どもが続けてくれたらいいな、と思うことからみつけましょう。

- (例) ・ごはんをスプーンで食べる
・トイレにすわる
・大きな声で歌を歌う
・紙芝居をすわって見ている
・他の子と手をつないで散歩する
・ブランコの順番を待つ

25%ルール

課題がパーフェクトにできていなくても、ほんの少しでもできていることをみつけましょう。

(例) パジャマにひとりで着替える

100%着替え終わるまで待ってからほめようとする、途中で遊んだり、うまくできなくて泣いたり、ほめられなくなってしまいます。

25%ルールだったら…

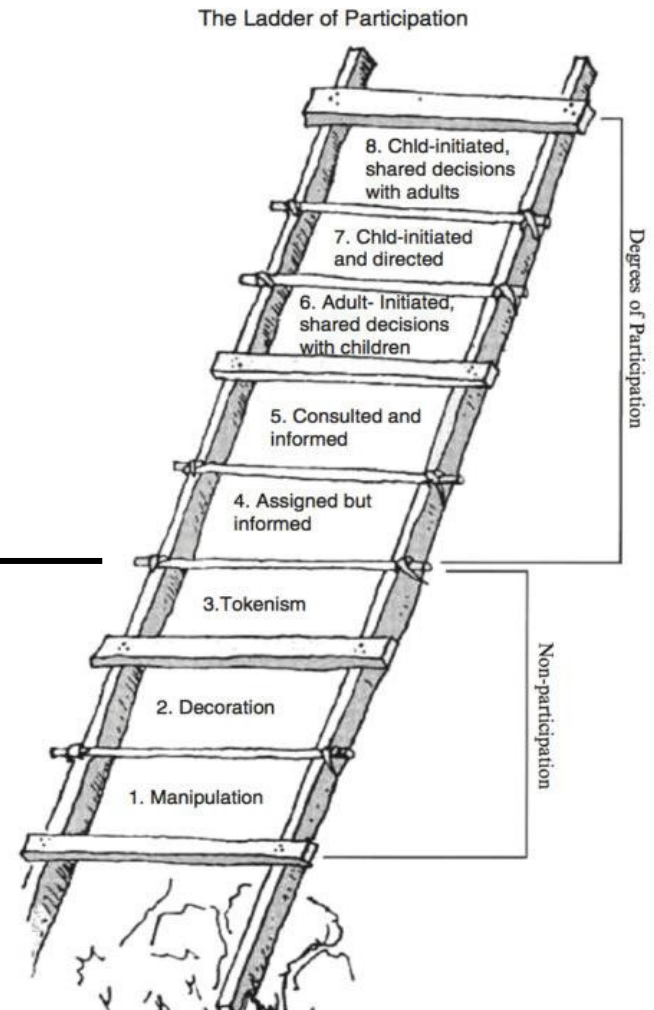
- (例) ・先生に言われてからパジャマをとりにいく
→とりにいったらほめる
・ズボンを脱ぐ→ズボンを脱げたらほめる
・パジャマを着る→着たらほめる

「パジャマを着る」をさらに細かくほめると…

- (例) ・パジャマを持った時点でほめる
・上着の片手をいれようとしたらほめる
・ズボンの後ろ前を確認していたらほめる
・ボタンをかけようとしていたらほめる

3. 参画のはしご (The Ladder of Participation)

- ⑧ こどもが主体的にとりかかり、大人と一緒に決定するもの
- ⑦ こどもが主体的に取りかかり、こどもが指揮するもの
- ⑥ 大人がしかけ、こどもと一緒に決定するもの
- ⑤ 情報を与えられ、かつ意見を求められるもの
- ④ 情報は与えられるが、あてがわれたもの
- ③ 形だけのみせかけ
- ② 飾りもの
- ① あやつり



参考：多様な意思決定支援ガイドライン等（例）

医療	・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省、2007年、2015年・2018年改訂） ・ 高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン：人工的水分・栄養補給の導入を中心として（日本老年医学会、2012年） ・ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（厚生労働省、2019年） ・ 小児期発症疾患を有する患者の移行期医療に関する提言（日本小児科学会、2025年）
障害	・ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（厚生労働省、2017年）※社会保障審議会障害者部会にて「第2版案」公開 ・ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き（こども家庭庁、2024年） ・ 神奈川県版意思決定支援ガイドライン（神奈川県、2023年） ・ 川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン（川崎市、2023年） ・ 身障協版 障害者支援施設における意思決定支援と意思の反映ガイドライン（全国身体障害者施設協議会、2025年）
高齢	・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省、2018年）
児童	・ こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（こども家庭庁、2023年）
後見	・ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（厚生労働省・最高裁判所等、2020年）

参考：障がいのある方を支援するための行動規範

(抄・日本知的障害者福祉協会)

◆利用者の意思・個性の尊重

人間は誰でも自らの意思に基づいて選択し、決定する経験を通して、自分らしく生きることができます。情報を理解し、整理して自らの意思を決定することに支援を必要とする利用者にとっては、本人の意思決定への支援を行うとともに、家族等に十分な説明を行った上で同意を得ます。利用者の意向を確認せず、支援者の価値判断を一方的に押し付けるなど、支援者の都合を優先させるような支援を行ってはなりません。障がいのある人たちの尊厳と人格を尊重し、その人らしい人生の実現のために、私たちは障がい福祉の専門家としての使命を果たさなければなりません。

- ① 福祉サービスの利用や変更の際は、必ず本人並びに家族等に十分な情報提供と説明を行い、本人または家族等の同意を得て実施します。
- ② 個別支援計画の実施については、必ず本人並びに家族等へ十分な説明を行い、同意を得て実施します。
- ③ 福祉サービスに対する利用者の意見、要望などを聴く機会を定期的に設け、意見等がサービスに反映されるようにします。
- ④ 宗教的背景をもつ法人等にあっても、本人の信教の自由を尊重します。
- ⑤ 居室やグループの所属に関しては、本人の意思を最大限尊重するよう努めます。
- ⑥ 行事や利用者の活動計画には、計画の立案段階から本人が参画できるようにします。
- ⑦ 日課や行事をやむを得ず変更する場合は、必ず利用者に伝え、了解を得るよう努めます。
- ⑧ 個人の嗜好を尊重し、あらゆる場面において選択の幅を広げるよう努めます。
- ⑨ 日常生活においては、過去の生活歴を把握し、それまでの生活習慣を尊重します。
- ⑩ 言語によるコミュニケーションが難しい利用者には、代替コミュニケーション手段や表情や行動等から利用者の意思や希望の把握に努めます。

おわりに

共生社会の源泉としての意思決定支援

あらゆる人の存在を肯定し、多様性を尊重する共生社会の実現には、障害の有無にかかわらず一人ひとりの思いが尊重されること（意思決定支援・本人中心支援）が不可欠です。

【第4期横浜市障害者プラン改定版・基本目標】

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す

※「第4期横浜市障害者プラン改定版」（令和3～8年度）